

公益社団法人 王子法人会 入会申込書

○お申込み方法

1. 郵送による申込

本ファイル2枚目の入会申込書、3枚目の預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に必要事項を記入、捺印の上、王子法人会までご送付ください。

2. 王子法人会公式サイトの入会フォームからの申込

本ファイル3枚目の預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に必要事項を記入、捺印の上、王子法人会までご送付ください。

王子法人会公式サイトの入会フォーム

<https://www.oji-hojinkai.or.jp/register/>

○書類送付先、お問い合わせ先

〒114-0002
東京都北区王子 1-11-1
北とぴあ 12 階
公益社団法人 王子法人会 事務局
電話：03-5390-1112

※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書は、4枚目の記入例を参考にご記入ください。
※このページを印刷し、下部の宛先ラベルを切り取って、封筒に貼っていただくと便利です。

〒114-0002
東京都北区王子 1-11-1
北とぴあ 12 階

公益社団法人 王子法人会 事務局

入会申込関連書類在中

公益社団法人 王子法人会 入会申込書

	地区 太枠のみご記入下さい。		
フリガナ			
法人名			
(屋号)			
フリガナ			
代表者	役 職	氏 名	印
納 税 所在地	〒(—)		
	TEL	FAX	
連絡先 書 類 配布先	所在地と異なる場合のみ記載 〒(—)		
	TEL	FAX	
その他	資本金 万円	決算期 月	設立年月日 年 月 日
業 種 事業内容 (詳細)			
E-mail			
URL			

平成 年 月 日

法人会 会費

正 会 員

資本金	年会費
1,000 万円 未満	12,000 円
3,000 万円 未満	24,000 円
5,000 万円 未満	36,000 円
1 億円 未満	48,000 円
1 億円 以上	60,000 円
その他の法人	12,000 円

* 特 別 会 員

法人会の事業に 賛助するために入会	12,000 円
----------------------	----------

- * 但し、特別会員に、議決権はないものとする
* 当欄は、入会者が必ず記入

年会費金額

円

原則として会費は、自動引き落としとする

備考

北区内の支店・営業所は、その他の法人として正会員とする。

医療法人・学校法人等商法外法人は、資本金確認額をもって会費決定とする。

左記内容を会員間での交流やビジネスを深める会員ネットワークへ無料で登録させていただきます。

(登録が不可の場合には「口」に✓を記入)

☐ 登録不可

詳細につきましては

↓
王子法人会ホームページ をご覧ください。

<https://www.oji-hojinkai.or.jp>

〒114-0002

東京都北区王子 1-11-1 北とびあ 12F

TEL 03-5390-1112

FAX 03-5390-1115

個人情報の取り扱いについて

・本申込書にいただいた情報は、個人情報保護法及び関連法令また当会個人情報保護方針及び関連する規程類に基づき適正に管理、保護し、当会運営の為、また会員サービス提供の目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。

・いただいた情報の照会、修正、削除については、info@oji-hojinkai.or.jp までお問い合わせください。会員からのお問い合わせであることを確認したちに、合理的な範囲で速やかに対応します。

公益社団法人 王子法人会 個人情報取り扱い係

地区にて必ず 記 入

取扱者	地区長	会報基地	会費処理	入力処理
			自動振替 振 込	

会員No.

DX タイプ専用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)

(兼 預金口座振替申込書)

平成 年 月 日

2200

収納企業名

日本システム収納株式会社 (NSS)

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名	銀行	支店名	支店御中	
		信託銀行			
		信用金庫			
		信用組合			
		その他			
	預金種目	1. 普通(総合) 2. 当座	口座番号(右づめ7桁でご記入ください)		
	フリガナ	(法人の場合は代表者名・肩書きのフリガナは不要です。)			金融機関へのお届出印
	口座名義人	※法人の場合は必ず代表者名・肩書きをご記入ください。			印

振替日 27日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

ゆうちょ銀行	種目コード	1 6 6 3 0 1	通帳記号(左づめ)	通帳番号(右づめ)
	口座名義人	お届出印		
	払込日	27日 (ただし非営業日の場合は翌営業日)		
	払込先口座番号	00970-6-15938	払込先加入者名	日本システム収納株式会社

お届出印を
ご捺印ください。

金融機関受付印

取扱店日附印

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替(自動払込)によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約(ゆうちょ銀行は除く)のうえ依頼します。

一 預金口座振替規定一 (ゆうちょ銀行は除く)

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかきに紛議が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

金融機関使用欄	(不備返却事由)	検印	
	1. 預金取引なし		3. 印鑑相違
	2. 記載事項等相違		4. その他
	(店名、預金種目、口座番号、口座名義(備考))		()
	印鑑照合		
	受付印		

【収納企業使用欄】

郵便番号	—
ご住所	電話番号 ()
申込者	下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容について同意します。(印)

お申込者様が
必ずご記入、
ご捺印ください。

＜個人情報の取扱いについて＞

当団体は個人情報を業務の維持・管理およびサービスのご提供・ご案内、当団体業務に関する情報提供、サービスの充実等の目的のために使用します。また、当団体は右記の目的のために、当申込書に記載の個人情報を日本システム収納株式会社に提供します。なお、今後、個人情報に変更等が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

《日本システム収納株式会社への提供目的》

- ①口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務
- ②上記①に関する運営管理、商品・サービスの充実
- ③その他上記①～②に関連・付随する業務



団体名	公益社団法人 王子法人会	団体コード	0933623
加入者コード		所属コード	

<不備返送先(金融機関用)>

〒564-8523
吹田市江坂町1丁目23番101号
日本システム収納株式会社
電話 (06) 6386-6172

印刷日: 2017.09.12

ご記入方法について

個人事業主用記入見本

Dタイプ専用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（**収** **加**）
（兼 預金口座振替申込書）

平成 年 月 日 → 日付をご記入ください。

収納企業名

日本システム収納株式会社（NSS）

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名	みずほ		銀行	支店名	大手町	支店	御中
	預金種目	① 普通（総合）	2. 当座	口座番号（右づめ7桁で記入ください）	0	1	2	3
	フリガナ	エヌエスセイカ タ イヒョウ ニホンタロウ				金融機関へのお届出印		
	口座名義人	エヌエス生花 代表 日本 太郎				日本印		

（法人の場合は代表者名・肩書きのフリガナは不要です。）

※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。

該当する方を○で囲んでください。

右づめで記入し、余白は0でうめてください。

通帳記載どおりご記入ください。

振替日 XX 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

ゆうちょ銀行	種目コード	1	6	6	3	0	1	0	の	通帳記号（左づめ）	通帳番号（右づめ）
	口座番号	お届出印									
	口座名義人										
	払込日	XX 日（ただし非営業日の場合は翌営業日）									

払込先口座番号 00970-6-15938 払込先加入者名 日本システム収納株式会社

カナ欄は必須です。通帳記載どおりご記入ください。

金融機関受付印

取扱店日附印

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。
私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替（自動払込）によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を承諾（ゆうちょ銀行は除く）のうえ依頼します。

一 預金口座振替規定（ゆうちょ銀行は除く）

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しうすえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかぎりに紛議が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

金融機関使用欄	（不備返却事由）	
	1. 預金取引なし	3. 印鑑相違
	2. 記載事項等相違	4. その他
	（店名、預金種目、口座番号、口座名義）	

（備考）

捺印
印鑑照合
受付印

【収納企業使用欄】

口座振替依頼者ご記入欄	郵便番号 564-8523
	ご住所 吹田市江坂町1-23-101 電話番号 (06) 6386-6172
	申込者 エヌエス生花 代表 日本 太郎

下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容についても同意します。

お申込者の署名、捺印をお願いします。

＜個人情報の取扱いについて＞

当団体は個人情報業務の維持・管理およびサービスのご提供・ご案内、当団体業務に関する情報提供、サービスの充実等の目的のために使用します。また、当団体は業務遂行のために、当申込書に記載の個人情報を日本システム収納株式会社へ提供します。なお、今後、個人情報に変更が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

《日本システム収納株式会社への提供目的》
①口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務
②上記①に関する運営管理、商品・サービスの充実
③その他上記①～②に関連・付随する業務

日本システム収納株式会社（NSS）は、当団体の委託により口座振替のみ行うものであり、契約内容に関する責任はすべて当団体に帰属します。また、契約内容等に関するお問合せは当団体までお願いします。

団体名	団体コード
加入者コード	所属コード

- お届印欄には必ず金融機関の届出印を捺印してください。
- 訂正箇所がある場合は金融機関届出印で捺印ください。
- フリガナの濁点、半濁点は1字分として記入してください。
- 預金口座振替依頼書原本は、必ず団体様へご提出ください。
- 法人名の場合の省略方法（省略）

〇〇株式会社 → 〇〇(株) 株式会社〇〇 → 〇〇(株) 社団法人〇〇 → 〇〇(社) 〇〇
〇〇有限会社 → 〇〇(有) 有限会社〇〇 → 〇〇(有) 医療法人〇〇 → 〇〇(医) 〇〇
〇〇合資会社 → 〇〇(合) 合資会社〇〇 → 〇〇(合) 宗教法人〇〇 → 〇〇(宗) 〇〇
〇〇合名会社 → 〇〇(合) 合名会社〇〇 → 〇〇(合) 学校法人〇〇 → 〇〇(学) 〇〇
財団法人〇〇 → 〇〇(財) 〇〇

ご記入方法について

法人用記入見本

Dタイプ専用 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収) (加)
(兼 預金口座振替申込書)

収納企業名 日本システム収納株式会社 (NSS) 平成 年 月 日 日付をご記入ください。

ゆう ち よ 銀 行 以 外 の 金 融 機 関	金融機関名	みずほ		銀行 信託銀行 信用金庫 信用組合 その他	支店名	大手町	支店 御中
	預金種目	① 普通(総合) 2. 当座		口座番号 (右づめ7桁でご記入ください)			
	フリガナ	エヌエスショウシ (カ)				金融機関へのお届出印	
	口座名義人	(法人の場合は代表者名・肩書きのフリガナは不要です。) エヌエス商事株式会社 代表取締役 日本 太郎				通帳記載どおりご記入ください。	

※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。

振替日 XX 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

ゆう ち よ 銀 行	種目コード	1 6 6 3 0 1	契約種別コード	0	通帳記号 (左づめ)	0	通帳番号 (右づめ)	
	口座名義人	お届出印						
	振替日	XX 日 (ただし非営業日の場合は翌営業日)						
	振込先口座番号	00970-6-15938	振込先加入者名	日本システム収納株式会社				

カナ欄は必須です。通帳記載どおりご記入ください。

金融機関受付印

取扱店日附印

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。
私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替 (自動払込) によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を
振替 (ゆうちょ銀行は除く) のうえ依頼します。

一 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行は除く)

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額 (当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。) をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてさらに紛議が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

金 融 機 関 使 用 欄	(不備返却事由)	1. 預金取引なし	3. 印鑑相違
	2. 記載事項等相違	4. その他	
	(店名、預金種目、口座番号、口座名義)	()	
	(備考)		

捺印
印鑑照合
受付印

【収納企業使用欄】

口 座 振 替 依 頼 者 ご 記 入 欄	郵便番号	564-8523
	ご住所	吹田市江坂町1-23-101 電話番号 (06) 6386-6172
	申込者	エヌエス商事株式会社 代表取締役 日本 太郎

下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容についても同意します。

< 個人情報の取扱いについて >

当団体は個人情報業務の維持・管理およびサービスのご提供・ご案内、当団体業務に関する情報提供、サービスの充実等の目的のために使用します。また、当団体は業務遂行のために、当申込書に記載の個人情報を日本システム収納株式会社に提供します。なお、今後、個人情報に変更が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

《日本システム収納株式会社への提供目的》

- ① 口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務
- ② 上記①に関する運営管理、商品・サービスの充実
- ③ その他上記①～②に関連・付随する業務

日本システム収納株式会社 (NSS) は、当団体の委託により口座振替のみ行うものであり、契約内容に関する責任はすべて当団体に帰属します。また、契約内容等に関するお問合せは当団体までお願いします。

団体名		団体コード	
加入者コード		所属コード	

- (1) お届印欄には必ず金融機関の届出印を捺印してください。
- (2) 訂正箇所がある場合は金融機関届出印で捺印ください。
- (3) フリガナの濁点、半濁点は1字分として記入してください。
- (4) 預金口座振替依頼書原本は、必ず団体様へご提出ください。
- (5) 法人名の場合の省略方法 (省略)

〇〇株式会社 → 〇〇(カ) 株式会社〇〇 → カ)〇〇 社団法人〇〇 → 社)〇〇
 〇〇有限会社 → 〇〇(リ) 有限会社〇〇 → リ)〇〇 医療法人〇〇 → 医)〇〇
 〇〇合資会社 → 〇〇(シ) 合資会社〇〇 → シ)〇〇 宗教法人〇〇 → 宗)〇〇
 〇〇合名会社 → 〇〇(メ) 合名会社〇〇 → メ)〇〇 学校法人〇〇 → 学)〇〇
 財団法人〇〇 → 財)〇〇

ご記入方法について

個人用記入見本

Dタイプ専用 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収) (加)
(兼 預金口座振替申込書)

収納企業名 日本システム収納株式会社 (NSS) 平成 年 月 日 日付をご記入ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名	みずほ		銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	その他	支店名	大手町	支店	御中
	預金種目	① 普通(総合) 2. 当座		口座番号(右詰め7桁で記入ください)				0 1 2 3 4 5 6				
	フリガナ	ニホン タロウ										
	口座名義人	(法人の場合は代表者名・肩書きのフリガナは不要です。) 日本 太郎										
※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。												

振替日 XX 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

ゆうちょ銀行	種目コード	1 6 6 3 0 1	契約種別コード	0	通帳記号(左詰め)	の	通帳番号(右詰め)	
	口座名義人	お届出印						
	払込日	XX 日 (ただし非営業日の場合は翌営業日)						
	払込先口座番号	00970-6-15938 払込先加入者名 日本システム収納株式会社						

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。
私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替(自動払込)によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を承諾(ゆうちょ銀行は除く)のうえ依頼します。

一 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行は除く)

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差しつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱って差しつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

金融機関使用欄	(不備返却事由)	1. 預金取引なし	3. 印鑑相違
	2. 記載事項等相違	4. その他	
	(店名、預金種目、口座番号、口座名義)	()	
	(備考)		

捺印
印鑑照合
受付印

【収納企業使用欄】

口座振替依頼者記入欄	郵便番号	564-8523	
	ご住所	吹田市江坂町1-23-101 電話番号 (06) 6386-6172	
	申込者	日本 太郎	

下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容についても同意します。

＜個人情報の取扱いについて＞

当団体は個人情報業務の維持・管理およびサービスのご提供・ご案内、当団体業務に関する情報提供、サービスの充実等の目的のために使用します。また、当団体は業務遂行のために、当申込書に記載の個人情報を日本システム収納株式会社へ提供します。なお、今後、個人情報に変更等が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

【日本システム収納株式会社への提供目的】
①口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務
②上記①に関する運営管理、商品・サービスの充実
③その他上記①～②に関連・付随する業務

日本システム収納株式会社(NSS)は、当団体の委託により口座振替のみ行うものであり、契約内容に関する責任はすべて当団体に帰属します。また、契約内容等に関するお問合せは当団体までお願いします。

団体名		団体コード	
加入者コード		所属コード	

- お届出印には必ず金融機関の届出印を捺印してください。
- 訂正箇所がある場合は金融機関届出印で捺印ください。
- フリガナの濁点、半濁点は1字分として記入してください。
- 預金口座振替依頼書原本は、必ず団体様へご提出ください。
- 法人名の場合の省略方法(省略)

〇〇株式会社 → 〇〇(株) 株式会社〇〇 → 〇〇(株) 社団法人〇〇 → 〇〇(社)
〇〇有限会社 → 〇〇(有) 有限会社〇〇 → 〇〇(有) 医療法人〇〇 → 〇〇(医)
〇〇合資会社 → 〇〇(合) 合資会社〇〇 → 〇〇(合) 宗教法人〇〇 → 〇〇(宗)
〇〇合名会社 → 〇〇(合) 合名会社〇〇 → 〇〇(合) 学校法人〇〇 → 〇〇(学)
財団法人〇〇 → 〇〇(財)

入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人王子法人会(以下「この法人」という。)の定款第6条及び第9条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入 会)

第2条 この法人の正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

(会 費)

第3条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第4条 この法人を退会しようとする会員は、退会手続を行い、任意に退会することができる。

- 2 定款第8条の定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第6条 入会者は、この法人の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会の定める変更届の提出を求める。
- 3 定款第8条の定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。
- 4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別 表

入会申込書に記載する主要事項

正会員及び特別会員

(1)入会に際しての誓約

「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

(2)法人名、所在地、代表者名、電話、FAX、ホームページアドレス、メールアドレス、資本金、決算期、業種、自社PR(30文字以内で記入)、連絡先を別途指定する者は連絡先、紹介者名

(3)個人情報公開についての同意、不同意の確認(ホームページ、機関誌等での公表とその範囲)

(4)特別会員の場合の年会費額